

町民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬218-18

津和野町役場 税務住民課 町民税担当

電話（0856）74-0069（直通）

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

特別徴収事務の取扱い要項

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者が納めなければならない町民税・県民税・森林環境税を12分の1ずつに分けて、6月から翌年5月まで、毎月給与が支払われるときに差し引いて、その月分として一括納入していただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を源泉徴収して納入する義務のある者が特別徴収義務者になります。特別徴収義務者は、町長から送達された税額通知書により毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて翌月の10日までに納入する義務があります。

3. 特別徴収税額の通知書について

- (1) 「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」として、①納税義務者用および②特別徴収義務者用をお送りしています。①については個人別に切り離してそれぞれの納税義務者へお渡しください。なお、退職その他の事由によって納税義務者に渡すことができないときは、異動届出書とともに速やかにお返しく下さい。②については事業所にて保管してください。
- (2) 納税義務者が、特別徴収税額のうち給与所得以外の所得に対する税額の全部または一部をの普通徴収を希望された場合は、速やかにご連絡ください。

4. 月割額の徴収方法は

「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各納税義務者の月割額を、第1回目は6月に支払をする給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで給与を支払う際、順次徴収してください。

5. 月割額の納入方法と納期限は

各納税義務者から徴収した月割額の合計額及び、退職者にかかる一括徴収税額をあわせ、「納入書」に納入金額などの所要事項を記入し、翌月10日まで（休日の場合は、その翌日）に、指定の金融機関または収納代理金融機関へ納入してください。

6. 月割額を納期限までに納入しなかったときは

(1) 督促手数料

督促状を発した場合1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31に拉致までの期間については、当該機関の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

7. 退職・転勤などの異動があったときは

納税義務者が退職・転勤・休職・死亡などにより給与の支給を受けなくなったときは、異動の生じた日の属する月の翌月10日までに、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に該当事項記入のうえ提出してください。なお、転勤のときは転勤先で未徴収税額を引き続いて特別徴収していただくことになりますので、事実発生と同時に転勤先の所在地、名称（氏名）などを記載し提出してください。

（注）退職者の未徴収税額の徴収について

当該年度の6月1日から12月31日までの退職者本人から申し出があったとき、若しくは、翌年の1月1日から4月30日までの退職者の場合は、5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括徴収してください。

8. 特別徴収税額が変わったときは

所得金額の修正や、扶養人員・保険料控除額等の修正などにより特別徴収税額が変更されたときは、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更された月割額によって徴収してください。

9. 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の特別徴収義務者は、町長の承認を受けて年2回（6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から翌年5月分までを6月10日までに）にまとめて納入することができます。この納入方法を希望されるときは、ご連絡ください。

退職所得に係る特別徴収事務の取扱い要項

1. 退職所得に係る町民税・県民税は

退職手当等に係る住民税については現年分離課税主義を採用していますので、退職手当等が支払われたときに、その支払者が徴収し、津和野町に申告納入していただくことになります。

2. 税額の計算方法と納入方法は

退職手当等を支払われる際には、「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引き」によって町民税・県民税を算出後、退職手当等から徴収し、納入済通知書の裏面にある「町民税・県民税納入申告書」に所定事項を記入のうえ、表面の「納入金額 退職所得分欄」に徴収税額を記入し、翌年10日までに指定金融機関へ納入してください。

特別徴収額の納入について

1. 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。ただし、10日が土曜日・日曜日及び祝日に当たる場合は、翌日が期限となります。

2. 納入の方法

「令和〇〇年度 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に記載しています各納税義務者の月割額の合計額を給与の支払いの際に徴収し、納入書により納入してください。納入書には、あらかじめ納入金額（1）の欄に納入金額を記載していますので、納入金額に変更のない場合は納入金額（2）の欄は何も記入せずに納入してください。なお、退職等で納入金額に変更がある場合は、納入金額（1）の欄を横線で抹消し、納入金額（2）の欄の給与分（一括徴収分を含む）の欄に記入してください。また、退職所得の欄は、退職手当の支払いをする際、退職手当等に対する町民税・県民税・森林環境税を徴収して納入いただく欄です。

3. 納入場所（指定の金融機関）

(1) 津和野町内で納入する場合

山陰合同銀行

島根県農業協同組合

西中国信用金庫

ゆうちょ銀行・郵便局

(2) 津和野町外で納入する場合

（1）以外の金融機関を利用する場合は、振込手数料等がかかる場合があります。なお、中国5県外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出することにより、振込手数料なしで納入することができます。（中国5県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、提出の必要はありません。）